

居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、直接請求手続により相当量線量地域滞在者慰謝料各30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）が支払われていたものの、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、水の確保が困難となり、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各10万円が賠償されるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人X1は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が令和4年7月〇日に死亡し、申立人X1が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
- (2) 申立人X1の知る限り、申立人X1、申立外B、申立外C、申立外D及び申立外Eが、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

##### 1. 被相続人A分

- (1) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）①（要介護）による増額分）

期間：平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

283,334円

##### 2. 申立人X1分

- (1) 日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）

100,000円

- (2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）③（介護）による増額分）

期間：平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

1, 115, 000円

### 3. 申立人X2分

(1) 日常生活障害慰謝料の増額分(一時金)

100,000円

(2) 日常生活障害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4 指針I)③(介護)による増額分)

期間:平成27年1月1日から平成30年3月31日まで

585,000円

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として合計金2,183,334円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年3月26日

(仲介委員 井奈波 朋子)